

豊岡市障害者計画 構成（案）

平成 28 年 9 月
豊岡市

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向
2. 兵庫県の動向
3. 本市の取組み
4. 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格と位置づけ

1. 計画の法的な位置づけ
2. 他計画との関係

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

1. 障害者福祉計画策定委員会の設置
2. グループインタビューの実施
3. 障害者自立支援協議会の意見聴取
4. パブリックコメントの実施

第2章 障害のある人等の現状と課題

第1節 人口

第2節 障害のある人の状況

第3節 グループインタビューの結果

第4節 事業評価

第5節 障害者福祉の課題

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第4章 施策の展開方向

第1節 施策の体系

第2節 施策の展開

第5章 計画の推進体制

資料

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

わが国では、昭和 56 年の「国際障害者年」以来、「完全参加と平等」の実現のために、保健、医療、福祉、教育、就労などの各分野に障害者施策が展開されてきました。

国は平成 5 年 3 月に「障害者施策に関する新長期計画」を策定し、それを契機として、同年 12 月に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正されました。

平成 14 年 12 月には、新たに「障害者基本計画（平成 15～24 年度）」及び重点的に実施する施策やその達成目標を定めた「重点施策実施 5 か年計画（前期：平成 15～19 年度、後期：平成 20～24 年度）」が策定され、障害者の自立と社会参加に向けた施策が一層促進されることになりました。

平成 25 年度からは、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められました。

平成 28 年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行、発達障害者支援法の改正、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の成立が行われました。

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

発達障害者支援法では、施行から約 10 年が経過し、発達障害者の支援の一層充実を図るため、法律の全般にあたって改正が行われ、一人一人の発達障害者の、日常生活や社会生活を支援し、切れ目ない支援の重要性を鑑み、共生社会の実現を資することを目的としています。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立（平成 30 年 4 月 1 日施行）し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められます。

2. 兵庫県の変向

県は、障害者基本法に規定する障害者施策に関する基本的な事項を定めた「ひょうご障害者基本プラン」と障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの見込量と見込量の確保のための方策を定めた「兵庫県障害福祉計画」を一体的にした計画「ひょうご障害者福祉計画～自分で決める自分の生き方みんなでつなぐ共生の社会～」(計画期間：平成 27～32 年度)を策定しました。

3. 本市の取組み

本市では、すべての人がかけがえのない存在として尊重され、人と人とのつながりが広がるまちの実現をめざし、障害者施策を総合的かつ体系的に推進するために、平成 24 年度に「コウノトリとともに、すべての人が自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする「豊岡市障害者福祉計画」を策定しました。

4. 計画策定の趣旨

平成 19 年 3 月に「豊岡市障害者福祉計画」を策定し、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりを進めてきました。

「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく「障害福祉計画」をあわせたものです。

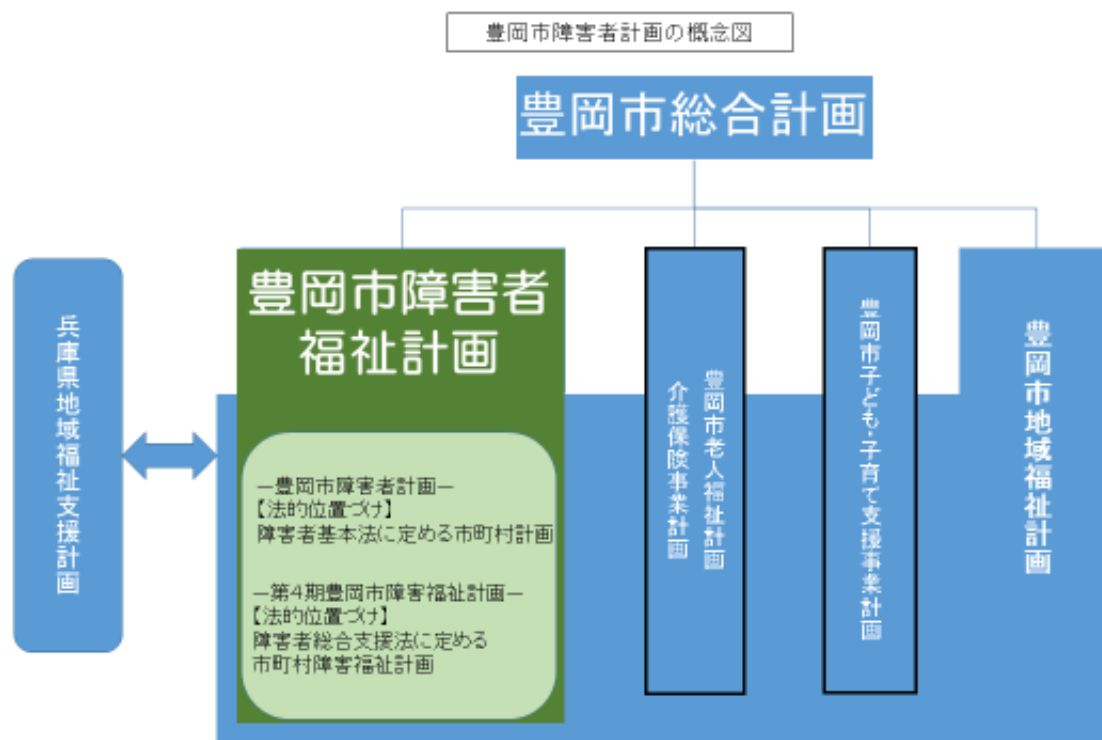
平成 23 年度の計画見直しから 4 年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、より障害者のニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

このたび、平成 28 年度末で「障害者計画」が終了するため、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、当市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のために施策に関する理念、基本方針を定める「障害者計画」を策定します。

第 2 節 計画の性格と位置づけ

1. 計画の法的な位置づけ

豊岡市障害者計画は、今後の豊岡市における障害者施策の指針となります。本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「障害者計画」として、障害者施策の基本的な計画となるものです。



2. 他計画との関係

本計画は、「豊岡市総合計画（後期基本計画）」（平成 24 年 3 月策定）、「豊岡市地域福祉計画」（平成 24 年 3 月策定）を上位計画として、他の個別計画である「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月策定）及び「豊岡市老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」（平成 27 年 3 月策定）との整合性を図りながら推進します。

第 3 節 計画の期間

平成 19 年 3 月に策定した障害者計画は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間としていましたが、第 5 期豊岡市障害福祉計画の見直し時期とあわせるため、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

なお、計画内容については、今後の社会情勢の変化や国における法制度の動向を踏まえ、柔軟に対応することとします。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者 計画			見直し					見直し				見直し
障害福祉 計画	第2期計画											
			見直し	第3期計画								
						見直し	第4期計画					
									見直し	第5期計画		

第4節 計画の策定体制

1. 障害者福祉計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、当事者、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募による市民、行政関係職員など18人で障害者福祉計画策定委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

2. グループインタビューの実施

障害児・者の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族・支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、それらを重視した障害者計画の策定と推進に努めるとともに、施策への住民参画のひとつとして実施しました。

実施方法（策定委員会での検討は未実施）

障害種別8グループ（肢体障害・内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、重症心身障害、障害児等）において実施しました。まとめた提案は、「策定委員会」で検討しました。

①実施期間

平成28年7月2日～8月10日

②参加者

各グループ4人～13人の障害者本人およびその家族、支援者、進行役委員等

3. 障害者自立支援協議会の意見聴取（未実施）

豊岡市障害者自立支援協議会から、本市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題などを聴取しました。

4. パブリックコメントの実施（未実施）

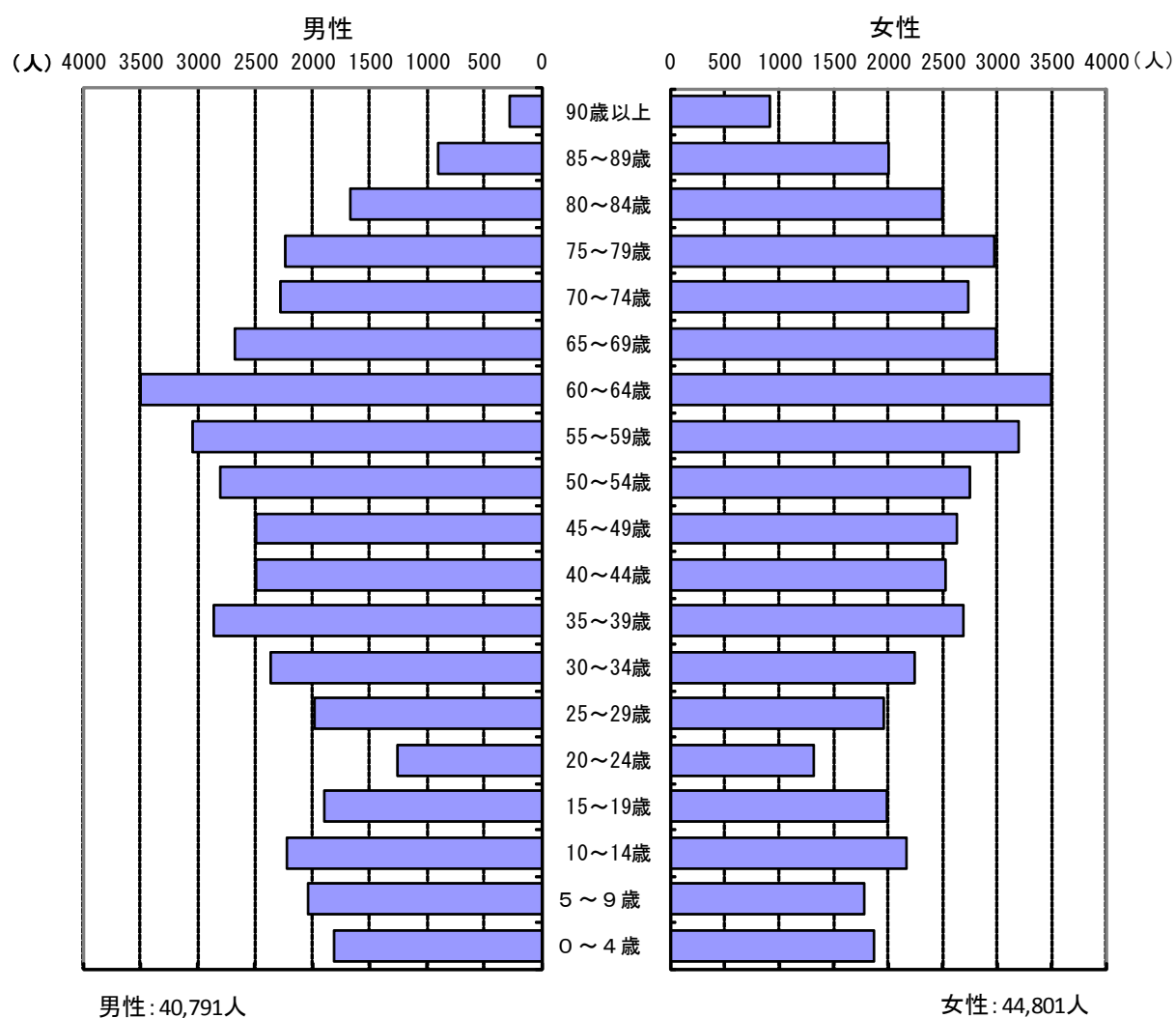
計画策定にあたっては、計画（案）を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害のある人等の現状と課題

第1節 人口

※（未完成）※平成 27 年度国勢調査の人口基本集計結果を反映させる予定（平成 28 年 10 月掲載予定）

平成 22 年度国勢調査をみると、総人口は 85,592 人となっており、男性が 40,791 人（47.7%）、女性が 44,801 人（52.3%）です。また、年齢 3 区分別では、15 歳未満人口が 11,893 人（13.9%）、15～64 歳が 49,523 人（57.9%）、65 歳以上が 24,144 人（28.2%）となっています。



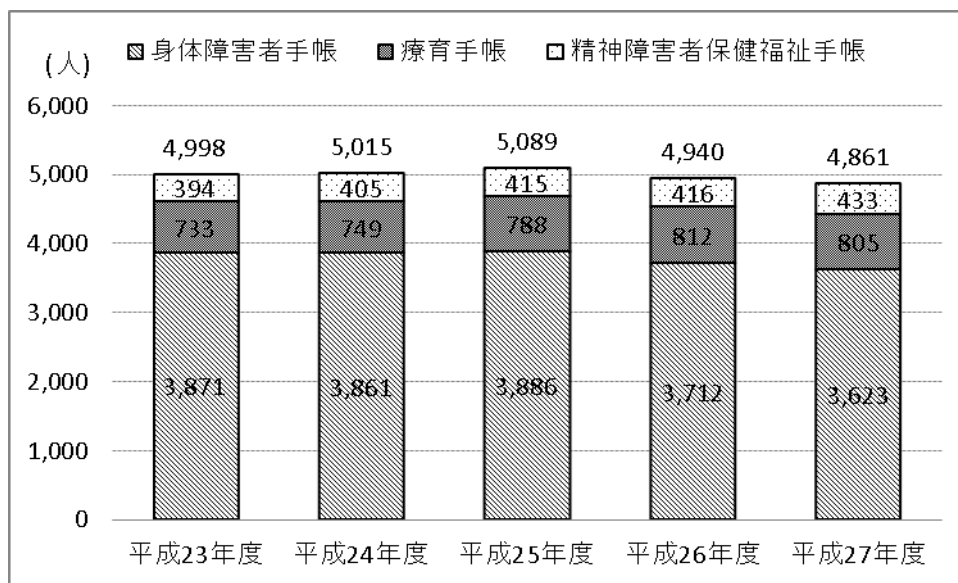
資料：平成 22 年国勢調査データ

注：年齢不詳者は 32 人（内訳は、男性 25 人、女性 7 人）

第 2 節 障害のある人の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

平成 23 年度から平成 27 年度における各種障害者手帳所持者の推移をみると、平成 23 年度から平成 25 年度までは毎年増加していますが、平成 25 年度から平成 27 年度までは毎年減少しています。

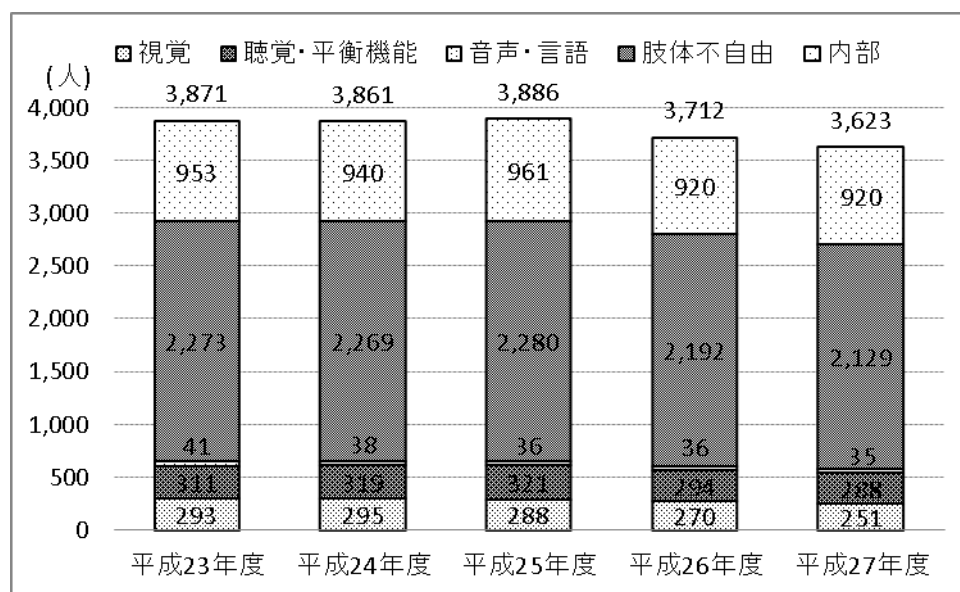


資料：豊岡市

(2) 身体障害のある人の状況

平成23度から平成27度における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度で増減しており、平成27年で3,623人となっています。

●身体障害者手帳所持者数の推移



資料：豊岡市

●障害の種類別人数

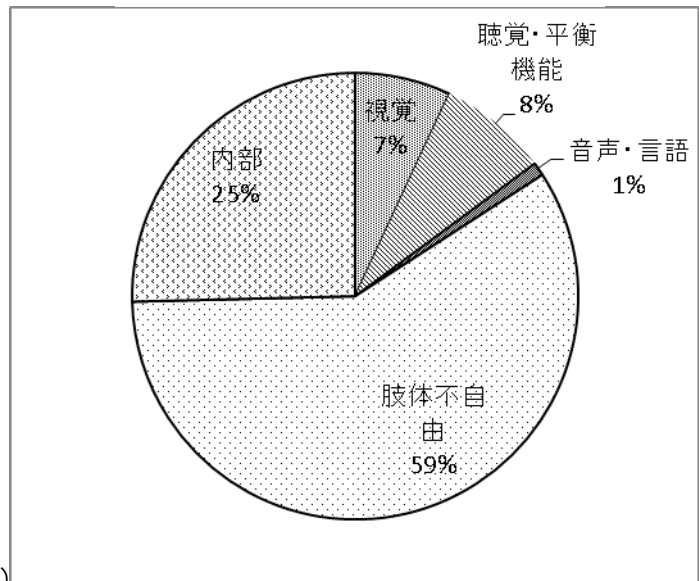
(単位:人)

区 分	障害の程度別人数	
		うち 18歳未満
視 覚	251	1
聴覚・平衡機能	288	10
音声・言語	35	0
肢体不自由	2,129	40
内 部	920	8
合 計	3,623	59

(平成28年3月31日現在)

資料: 豊岡市

●障害の種類別構成比



●障害の程度別人数

(単位:人)

等 級	障害の等級別人数	
		うち 18歳未満
1級	1,029	23
2級	529	18
3級	542	10
4級	1,012	3
5級	262	2
6級	249	3
合 計	3,623	59

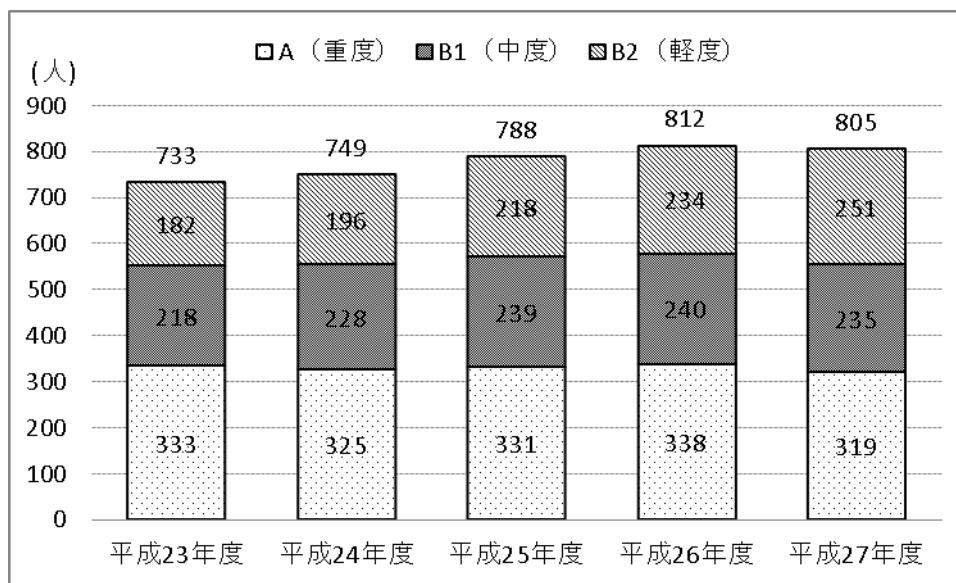
(平成28年3月31日現在)

資料: 豊岡市

（３）知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、平成 27 年度では、A（重度）は 319 人、B1（中度）は 235 人、B2（軽度）は、251 人となっており、B2（軽度）だけ平成 26 年と比べて増加しています。

●療育手帳所持者数の推移



資料：豊岡市

●障害の程度別人数

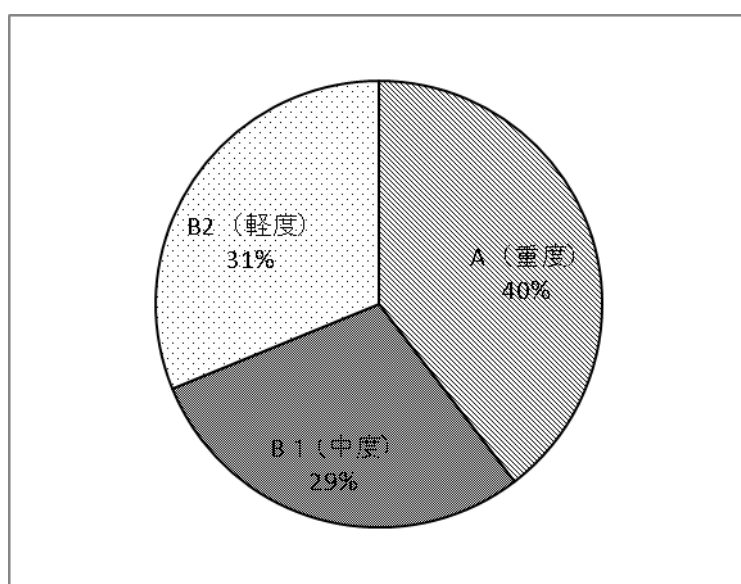
（単位：人）

区 分	障害の程度別人数	
		うち 18 歳未満
A(重度)	319	71
B1(中度)	235	27
B2(軽度)	251	123
合 計	805	221

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

資料：豊岡市

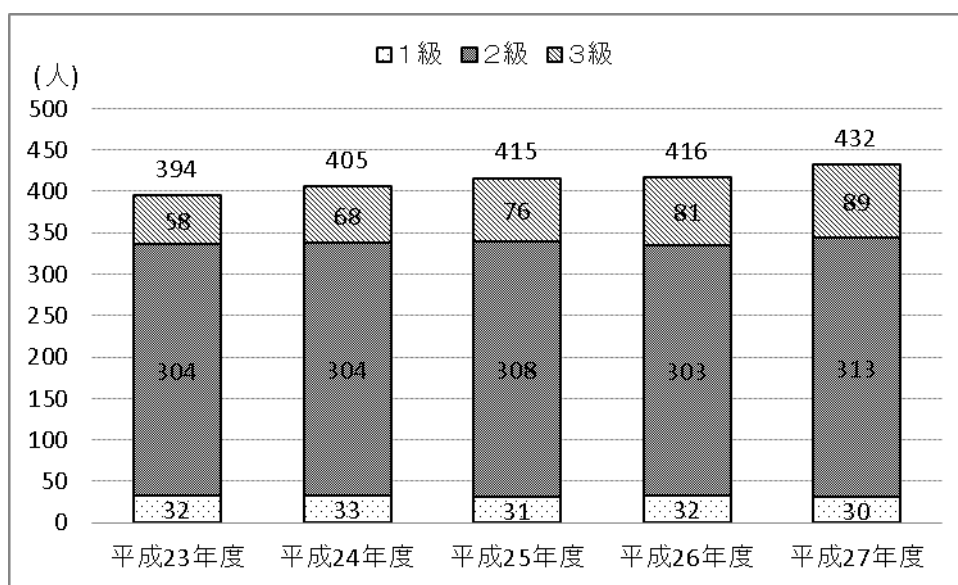
●障害の程度別構成比



(4) 精神障害のある人の状況

平成23年度から平成27年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加の傾向にあります。

●保健福祉手帳所持者数の推移



●障害の程度別人数

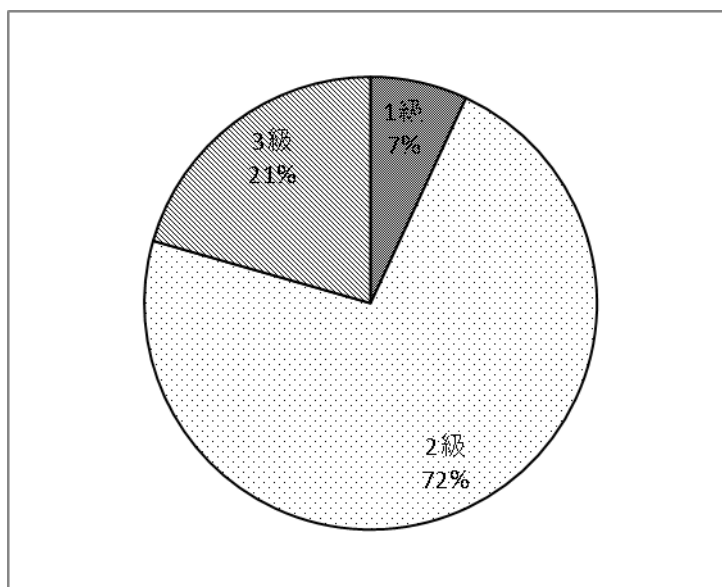
(単位:人)

区分	障害の程度別人数
1 級	30
2 級	313
3 級	89
合 計	432

(平成28年3月31日現在)

資料: 豊岡市

●障害の程度別構成比



第 3 節 グループインタビューの結果

グループインタビューの結果は、別紙の資料 1 参照

第 4 節 事業評価

事業評価は、別紙の資料 2 参照

第 5 節 障害者福祉の課題

障害者福祉の課題は、別紙の資料 4 参照

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「障害のある人もない人も 共に支え合い
自分らしく地域で安心して暮らせるまちづくり」

すべての人がかけがえのない存在として尊重され、人と人とのつながりが広がるまちの実現を目指します。

コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境のなかで、すべての人が障害の有無にかかわらず地域活動に参加し、地域の人々とともに、支え合いながら生きがいをもって生活することのできるまちづくりを進めます。

第2節 基本目標

1. 「自己実現できる」まちづくり

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、教育、雇用・就労支援、社会参加・生きがいづくりなどの充実に努めます。

2. 「人と人とが支え合う」まちづくり

障害のある人及びその家族が地域でより暮らしやすくなるよう、広報・啓発活動の充実、人材の育成・確保に努めるとともに、障害のある人やその家族、各種団体間のネットワークづくりに努めます。

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、当事者やその家族が悩みごとなど生活全般にわたり、さまざまな相談ができる体制づくりに努めます。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

4. 「地域で生活できる」まちづくり

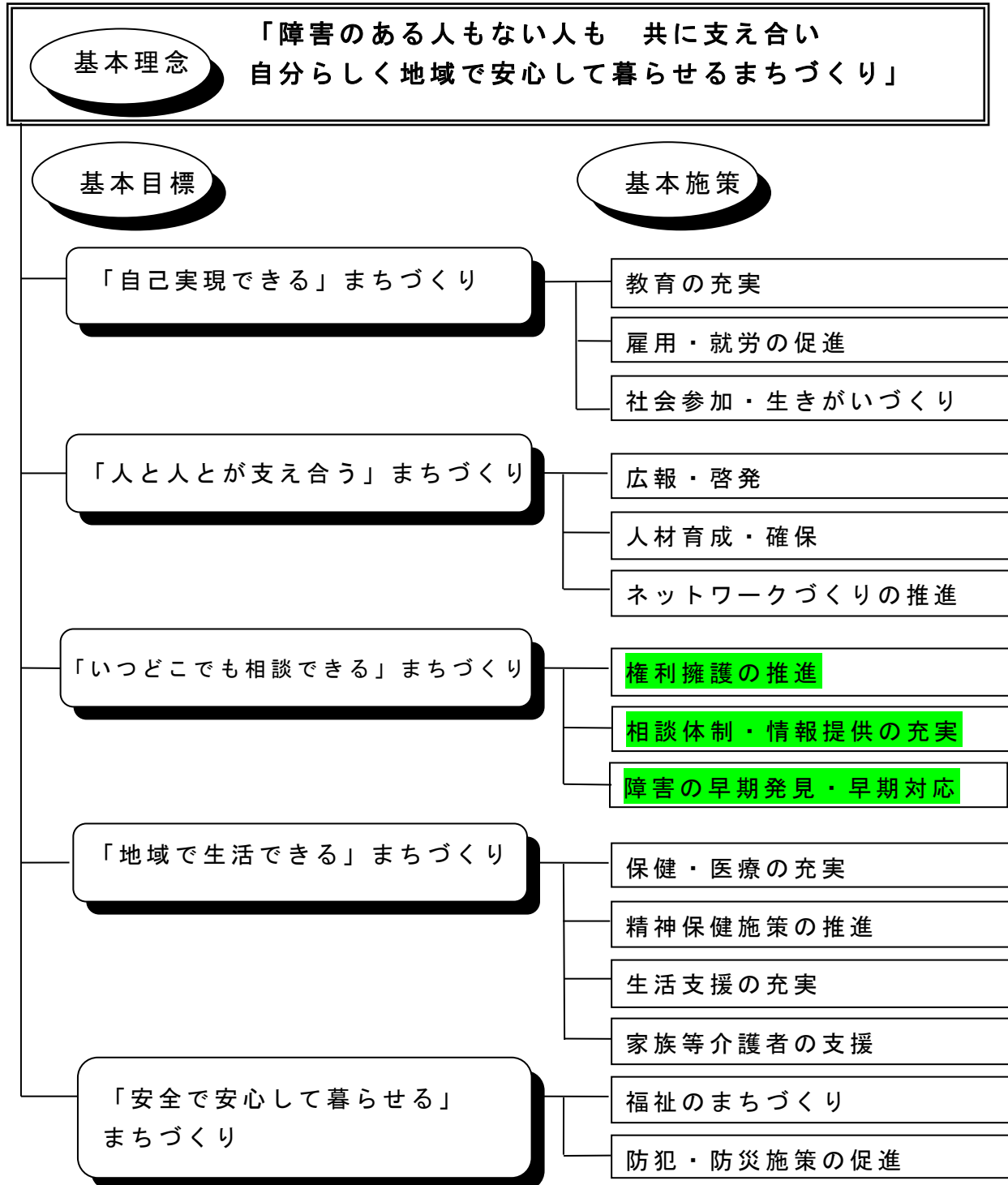
障害のある人やその介護者のニーズは多種多様です。それぞれのニーズに合った細やかな福祉サービスの提供により生活支援の充実を図るとともに、保健・医療の充実に努めます。

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

ユニバーサルデザインの考えに基づき、あらゆる社会的な障壁の除去に努め、すべての人が住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、いざという時の安全を確保するための防犯・防災対策の充実に努めます。

第4章 施策の展開方向

第1節 施策の体系



第5章 計画の推進体制

以下、次回策定委員会にて記載